

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年10月25日

東京都作業部会確認年月日 2019年11月13日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は本大会における野球・ソフトボール会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。 ・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成29年5月31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。 ・パラ経費はなし。 (令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 (令和2年12月2日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、野球・ソフトボール会場(福島あづま球場ほか、あづま総合運動公園内各施設)の確保は必須である。 (令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> ・福島あづま球場では、大会準備工事にあたり、公園敷地は令和元年12月10日から令和2年9月30日まで、公園施設は令和2年2月17日から令和2年9月30日まで借用予定であった ・大会延期の決定を受け、福島県、指定管理者より、一般利用に支障となる仮設物撤去の要請があった。 ・大会延期に伴う検討を行い、公園施設は一般利用に支障となる仮設物を撤去し、公園内一般利用に支障のない仮設物を一部残置することとしている。 ・変更契約時期は、残置物の範囲や条件の整理について、福島県との調整に時間を要したため、合意形成後、手続きを実施する予定。 ・このため、使用範囲・期間、使用料に変更が生じ、手続きを進める必要がある。 (令和2年12月2日 契約変更に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> ・福島あづま球場の使用範囲・期間が概ね確定したことに伴い、使用料に変更が生じ、今後手続きを進める必要がある。 	必要性

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の使用範囲は、関係 FA と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 8 月 31 日 変更契約に伴う確認・追記) ・契約の変更については、仮設物の撤去後、借用範囲を最小にすることができ、効率性が図られる。 (令和 2 年 12 月 2 日 変更契約に伴う確認・追記) ・会場使用計画の見直しを行い、借用範囲・期間を最小にするよう検討を行う等、効率性が図られる。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の会場使用料については、「福島県都市公園条例」(昭和五十四年三月十九日 福島県条例第二十号)に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和 2 年 8 月 31 日 契約変更に伴う確認・追記) ・契約の変更について、借用範囲を最小とし、また仮設物を一部残置することにより再設置費用を抑制する等経費の削減に努めている。 (令和 2 年 12 月 2 日 契約変更に伴う確認・追記) ・借用範囲・期間を最小となるよう検討していることにより、会場使用料の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和 2 年 8 月 31 日 契約変更に伴う確認・追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和 2 年 12 月 2 日 契約変更に伴う確認・追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成30年6月14日

東京都作業部会確認年月日 平成30年6月21日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 本施設借用にかかる既存経費分の消費税影響額については、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、大枠合意において、民間及び国（JSCを含む）所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。</p>	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<p>大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は必須である。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記) なお、設置済みの陸上競技施設を一旦撤去して返却し、再設置は、来年4月に予定されている陸上競技のテストイベントに間に合わないため借用を継続する。既に工事が着手されている施設は、延期に伴い、施設の借用を継続した場合と一度返却し仮設物を撤去・再設置した場合との経済比較を行った結果、前者の方が経済合理性があることを確認している。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須である。</p> <p>借上財産評定委員会の結果については、営業休止補償に関する消費税の制度上の取扱いにかかる経費である。</p>	
	<p>効率性</p>	<p>本事業は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>本事業は、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行い、業務委託先である補償コンサルタントによるチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 外部有識者からなる「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年7月22日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年11月27日 契約変更に伴う確認・追記) 本施設借用にかかる消費税影響額については、会場確保のために必要不可欠なものであり、公費負担の対象</p>	

	として適切といえる。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。